

e-Tax利用の簡便化・  
メッセージボックスの転送機能

# 目次

1. e-Tax利用の簡便化の導入までの経緯
2. e-Tax利用の簡便化の概要
3. メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点



# 1. e-Tax利用の簡便化の導入までの経緯（1 / 2）

## ◆平成27年度税制改正大綱（抜粋）（平成27年1月14日閣議決定）◆

### 六 納税環境整備

#### 6. その他

電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、**個人が、当該申請等に係る開始届出等の際に行われた本人確認に基づき通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行う場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。**

（注1）本人確認は、次のいずれかの方法により行うこととする。

- ① 携帯電話等を利用した音声通信認証による本人確認
- ② 電子署名及び電子証明書の送信による本人確認
- ③ 税務署への来署時における税務署職員による本人確認



## ◆平成28年度税制改正大綱（抜粋）（平成27年12月24日閣議決定）◆

### 六 納税環境整備

#### 3. マイナンバー記載の対象書類の見直し

（略）

（備考）

日本年金機構における個人情報流出問題を契機として、行政機関等がオンライン手続により利用者から個人番号の提供を受ける際のセキュリティ対策が重要視されていることを踏まえ、**平成27年度税制改正で決定された「e-Taxの新たな認証方式」について、納税者利便にも配慮しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する。**



# 1. e-Tax利用の簡便化の導入までの経緯 (2/2)

## ◆世界最先端IT国家創造宣言 工程表(平成28.5改訂) (抜粋) ◆

3[超少子高齢化社会における諸課題の解決]

(3)IT利活用による諸課題の解決に資する取り組み

③マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性向上【平成28年度～平成33年度】

○オンライン手続の利便性向上

**オンライン申請等データの閲覧における当該データの重要性に応じた二経路又は二要素認証や、行政機関IDと民間発行IDとの連携による認証の導入などにより個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じつつ、オンライン申請等データやお知らせ情報をマイナポータルにおいて確認可能とするなど利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービス、マイナンバーカード等の活用によるIDの入力を要しないオンラインサービスの検討など利便性の高いオンラインサービスに向けた検討を進め可能なものから、順次実現する。**



## ◆オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」(平成28.11改訂) (抜粋) ◆

Ⅲ改善取組事項

1オンライン手続の負担削減

(3)本人確認方法の見直し

【共通】

・税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合、納税者本人の電子署名を省略(継続・平成18年度～)。

・**個人の納税者が自宅からe-Taxを利用して申告等を行う場合、現在の電子証明書を使用する認証方式に加え、マイナンバーカードを取得されていない方を対象とする新たな認証方式の導入に向けて、平成28年度税制改正大綱に盛り込まれたとおり、セキュリティ対策を講じた適切な認証方式を早期に導入できるよう、引き続き関係省庁とともに検討を実施(継続)**

## 2. e-Tax利用の簡便化の概要（1 / 4）

現在、国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータル連携機能の活用などにより、個人納税者のe-Tax利用をより便利にすることを目指しており、平成31年1月から新たな本人確認方法を用いたe-Tax利用方式が利用できることになる。

### 現行の方式

e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・PWの通知を受ける必要がある。

- ID・PWの管理・入力が必要
- 送信時にID・PWの他、マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが必要



(国税庁HPより引用)

平成31年1月からは以下のとおり  
2つの方式が利用可能

## 2. e-Tax利用の簡便化の概要（2/4）

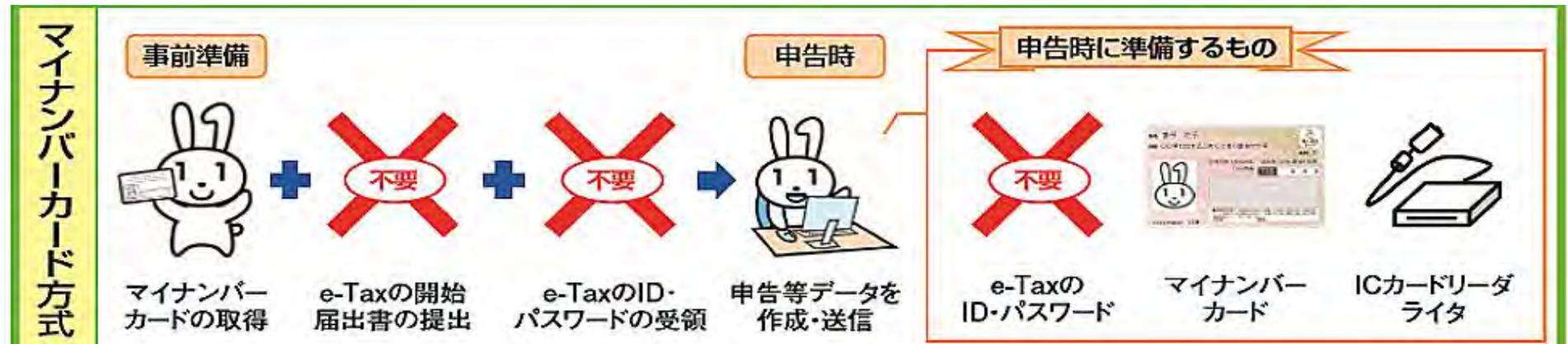
### マイナンバーカードによるe-Tax利用

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等データの送信ができるようになる。

#### マイナンバーカードによるe-Tax利用

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易的な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになる。

➤現状必要な税務署長への届出書の提出やID・PWの管理・入力が不要になる



(国税庁HPより引用)

## 2. e-Tax利用の簡便化の概要（3/4）

### ID及びパスワードによるe-Tax利用

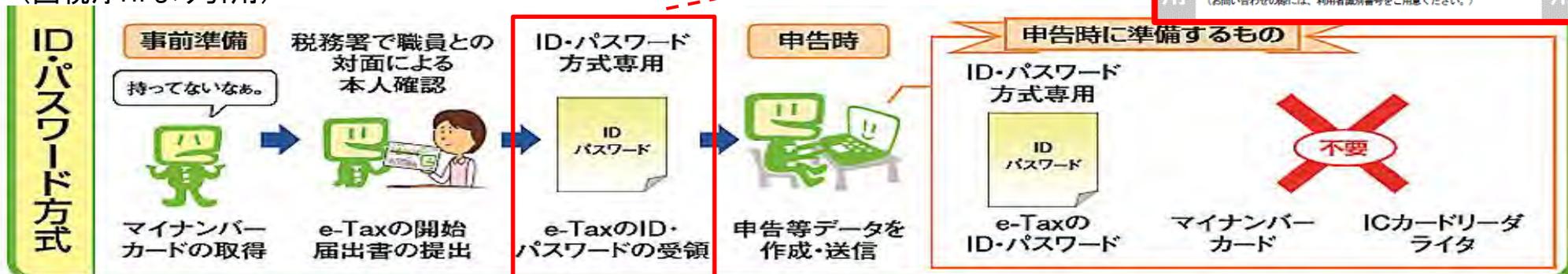
マイナンバーカード及びICカードリーダライタを持っていない納税者については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知した「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信が可能となる。

#### ID及びパスワードによるe-Tax利用

厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・PASSによる電子申告が可能となる。

- マイナンバーカード及びICカードリーダライタが不要
- 厳格な本人確認は、税務署における職員との対面となる
- メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となる
- マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及されるまでの暫定的な対応

(国税庁HPより引用)



重要書類						
本人用	ID・パスワード方式の届出完了通知			ID・PW	本人用	
本人用	国税 太郎 様				本人用	
本人用	ID・パスワード方式の届出を受け付けました。 受付番号：12345678901234567890 提出年月日：平成30年2月20日 提出先：提出先税務署さしすせそたちつ				本人用	
本人用	平成31年1月以降、確定申告書等作成コーナーにおいて、以下の利用者識別番号及び暗証番号を使用することで、マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方についても、e-Taxによる申告等を行うことができます。				本人用	
本人用	利用者識別番号 (半角数字・15桁)	1234	5678	1234	5678	本人用
本人用	暗証番号 (半角英数字の文字)	12345678			本人用	
本人用	審査の結果、税務署から連絡がある場合があります。 e-Taxによる申告等を一定の期間行わない場合は、再度、ID・パスワード方式の届出が必要となります。 送信した内容について誤りがある場合は、提出先の税務署にお問い合わせください。 (お問い合わせの際には、利用者識別番号をご用意ください。)				本人用	

## 2. e-Tax利用の簡便化の概要（4/4）

### スマートフォンやタブレットでの申告

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する者は、スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」から所得税の確定申告の作成が可能となる。

#### ID・パスワード方式で手続完結

- ◎ ID・PASS方式を利用してe-Taxで送信すれば申告が完了（ICカードリーダーが不要）
- ◎ e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要
- ◎ 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存

現行の源泉徴収票入力画面



（「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況より引用）

スマホ専用画面



国税庁  
確定申告等作成コーナー

源泉徴収票の入力

勤務先から交付を受けた給与の源泉徴収票の内容を入力してください。

支払金額  
例： 7,140,000

所得控除の額の合計額  
例： 2,556,160

源泉徴収税額  
例： 172,900

住宅借入金等特別控除の額  
例： 200,000

住宅借入金等特別控除可能額  
例： 200,000

居住開始年月日  
平成29年 10月 13日

借入金等年末残高  
例： 15,000,000

< 戻る > 入力終了 (次へ) >

(C) NATIONAL TAX AGENCY.

## e-Tax利用の簡便化の課題

このようなe-Taxの利用方式により納税者の利便性は向上されることが予想されるが、個人納税者に係るe-Taxのメッセージボックスの閲覧については、個人情報を含む重要情報を保護するために個人納税者、税理士及び税理士法人が自らのID(利用者識別番号)に紐づけられた電子証明書による認証が必要となる。

これについて、日本税理士会連合会情報システム委員会では、以下の4つの課題を「平成29年度電子申告に関する要望事項」として国税庁へ改善を要望した。

課題点① 代理送信を行った納税者及び税務支援会場で「申告のお知らせ」を確認できない

課題点② ダイレクト納付に関する案内の閲覧ができない

課題点③ 事務所内の運用の見直しが必要となる可能性がある

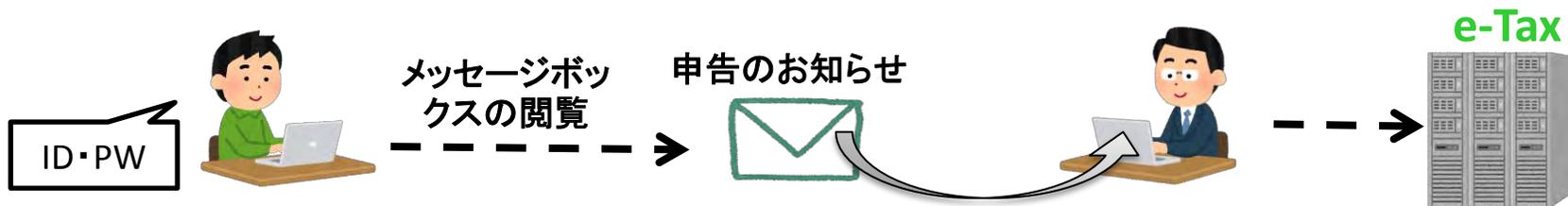
課題点④ IDとPWで電子申告を行った納税者はメッセージボックスの閲覧ができない

### 3. メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点（1 / 4）

#### 課題点①代理送信を行った納税者及び税務支援会場で「申告のお知らせ」の閲覧ができない

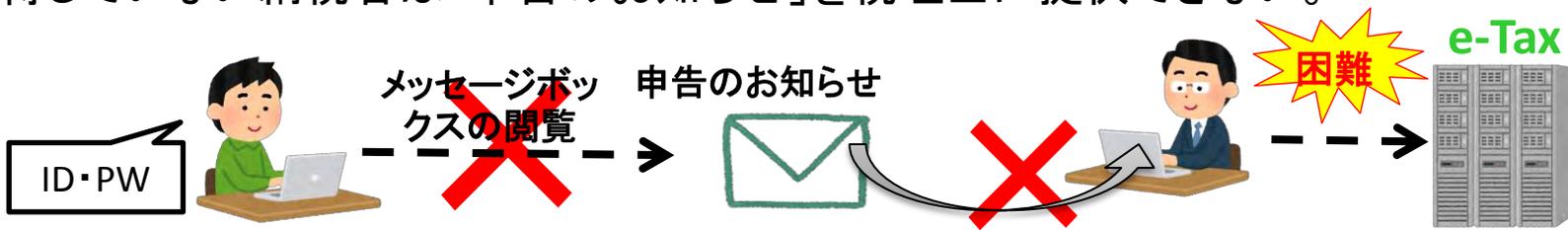
##### ◆これまで◆

納税者から「申告のお知らせ」の提供を受け、代理送信または税務支援を行う。



##### ◆平成31年1月以降◆

平成31年1月以降、メッセージボックスの閲覧には、電子証明書が必要となるため、電子証明書を取得していない納税者は「申告のお知らせ」を税理士に提供できない。

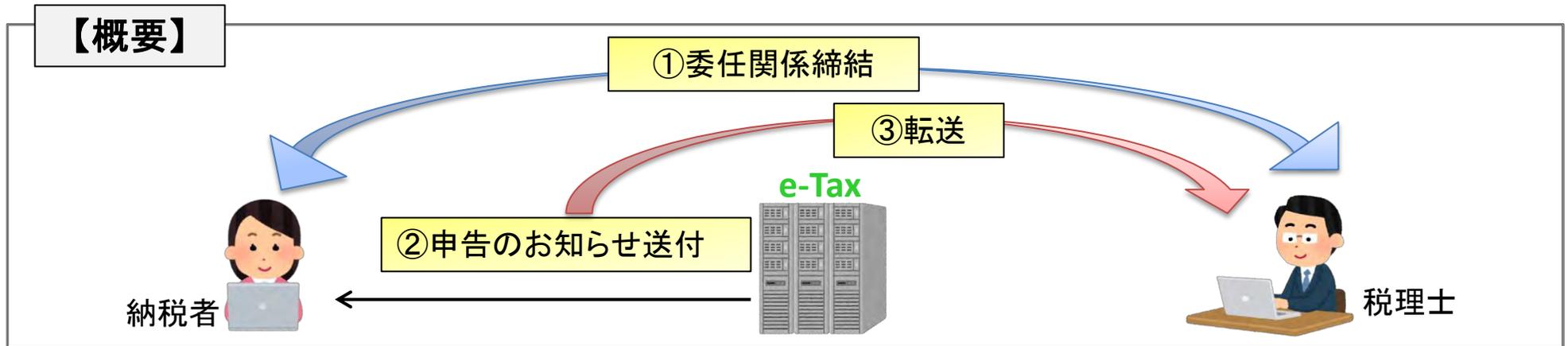


税理士が申告に必要な納税者の情報を取得できなくなる

## 「申告のお知らせ」転送機能

税理士業務が煩雑になることが予想されたため、国税庁と意見交換を行ったところ、**e-Tax上で税理士と納税者が委任関係の登録を行なうことで、委託関係にある税理士のメッセージボックスに納税者の「申告のお知らせ」が転送されることとなった。**

**また、当該転送機能について国税庁が税務会計ソフト会社に対し仕様公開を行う予定であるため、税務会計ソフト会社には税理士の負担とならないシステム開発を依頼している。**

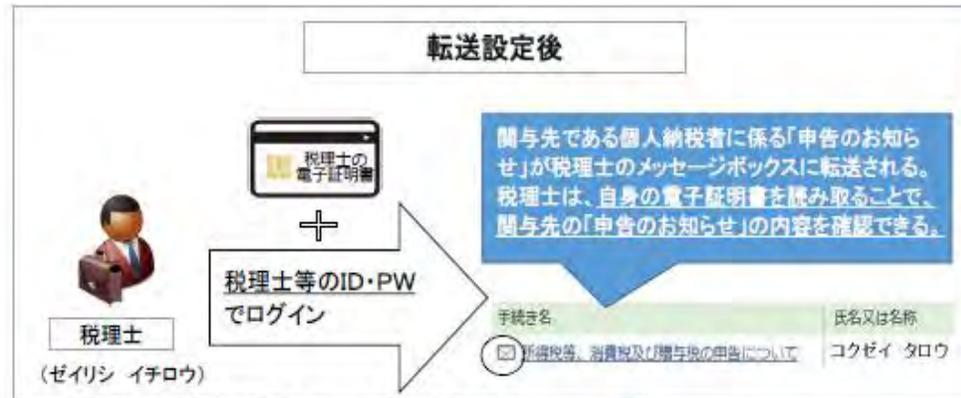
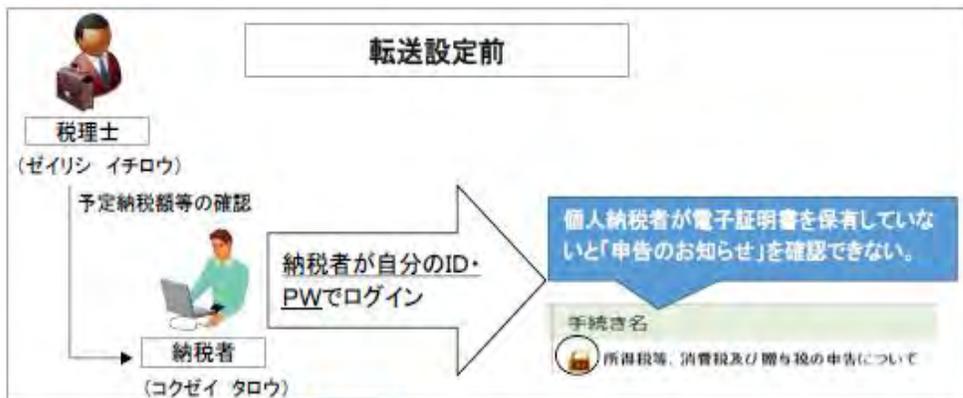


課題点①代理送信を行った納税者及び税務支援会場で「申告のお知らせ」の閲覧ができない  
➤転送機能の設定を行うと税理士のメッセージボックスにも「申告のお知らせ」が転送されるため、代理送信や税務支援が可能となる。

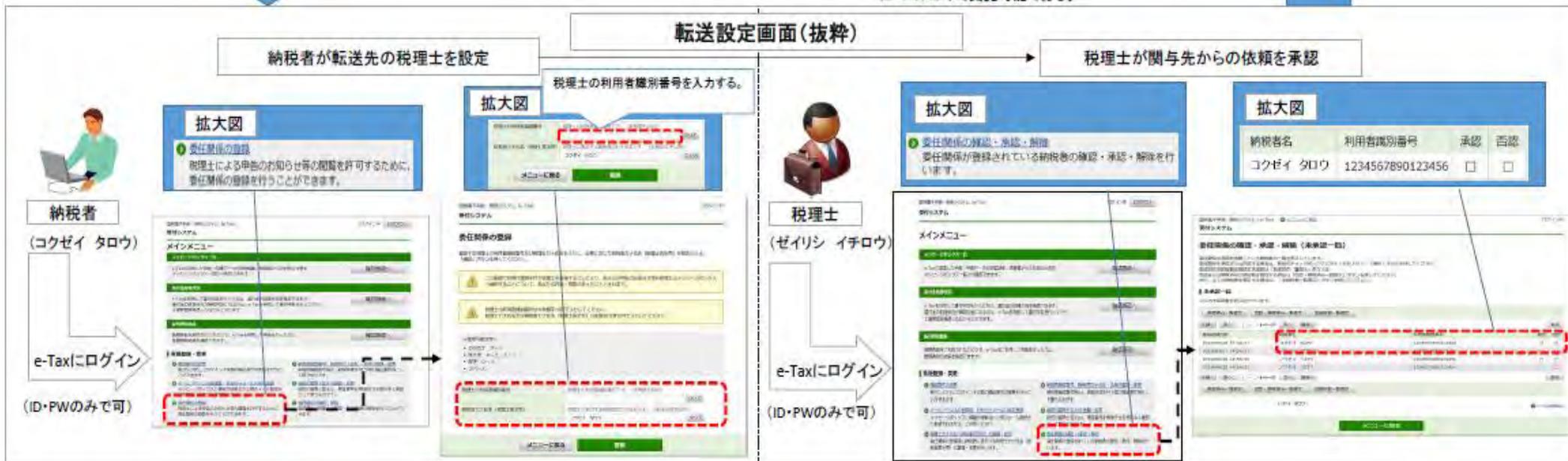
- 「申告のお知らせ」転送設定は、開始届を「税務代理による利用の開始」として提出している税理士のみ可能である
- 当転送設定は、平成31年1月初旬から可能となる予定である
- 「申告のお知らせ」の送付は、1月20日前後であるため、それまでに委任登録を完了させておくことが望ましい
- 「申告のお知らせ」の配信後に委任関係を登録した場合であっても、税理士のメッセージボックスに転送される
- メッセージボックスの転送先は3箇所登録できるため、税理士法人の場合は、税理士法人の他に個人の税理士を登録するといった運用でカバーする必要がある

# 「申告のお知らせ」転送機能

当転送機能のうち、一部の機能は仕様公開を行うためベンダソフトでも操作が可能であるが、以下の画面はe-Taxホームページから操作した画面の例となる。



※ 今回のメッセージボックスのセキュリティ強化の対象は個人納税者に係る情報であり、税理士自身のメッセージボックスに格納された法人納税者に係る情報は、引き続きID・PWのみで閲覧可能である。



(国税庁提供資料より引用)

## ■ 事前準備(税理士が行う作業) ■

**I**

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中 ログアウト

システム

メインメニュー

メッセージボックス一覧

e-Taxに送信した申告・申請データの送信結果、税務署からのお知らせ等をメッセージボックスで確認する場合は電子証明書の電子証明書を確認してください。

電子証明書を確認してください。

振付金処理状況

e-Taxを利用して振付金処理状況が確認できる。2週間程度経過した日付の振付金処理状況を確認してください。

振替納税結果

振替納税を利用された方のうち、e-Taxを利用して申告を行った方は、振替納税の結果を確認できます。

確認画面へ

各種登録・変更

- 暗証番号の変更  
受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うことができます。
- 納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録・変更  
納税用確認番号等は、納税手続を行う際の暗証番号等として使うものです。
- メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録  
メッセージボックスに情報が格納される。実際のメール配信を希望される方は、ご利用ください。
- 税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更  
委任関係の登録時に納税者に表示する税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更を行います。
- 秘密の質問と答えの登録・変更  
秘密の質問と答えは、暗証番号を再発行する際の本人確認として使うものです。
- 委任関係の確認・承認・解除  
委任関係が登録されている納税者の確認・承認・解除を行います。

税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」左下枠内の「税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更」をクリックする

**II**

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

「税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更」が表示される

①「税理士カナ氏名(納税者表示用)」欄に納税者に表示する税理士カナ氏名を入力する

②入力内容に誤りがないか確認した上で、「登録・変更」ボタンをクリックする

※入力した氏名は納税者に表示するために使用するため、屋号等分かりやすい名称を使用することも可能

税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更

納税者に表示する税理士カナ氏名(納税者表示用)を入力し、「登録・変更」ボタンを押してください。

すべて全角で入力してください。

<使用可能文字>

- ・カタカナ ア～ん
- ・英文字 A～Z, a～z
- ・数字 0～9
- ・スペース

①

税理士カナ氏名(納税者表示用)

クリア

②

メニューに戻る **登録・変更**

**III**

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

システム

登録・変更内容の確認

税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更が完了しました。この画面を保存又は印刷してください。

税理士カナ氏名(納税者表示用)

戻る

「登録・変更内容の確認」が表示され、上記 II の登録・変更内容が表示される

なお、入力内容に誤りがあった場合には、上記 I から税理士カナ氏名の変更を行う

※税理士カナ氏名を登録しないと、次ページ以降の設定が行えないため、忘れずに登録する

■ 事前準備(納税者が行う作業) ■ ※システム公開対象

I

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

メインメニュー

メッセージボックス一覧

振替納税結果

各種登録・変更

- 暗証番号の変更
- 納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録・変更
- メールアドレスの登録等、お知らせメール配信登録
- 秘密の質問と答えの登録・変更
- 委任関係の登録
- 委任関係の確認・解除

納税者が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」左下枠内の「委任関係の登録」をクリックする

※マイナンバーカード方式でe-Taxにログインした場合も操作方法は同様となる

II

「委任関係の登録」が表示される

- ①「税理士の利用者識別番号」欄に委任関係がある税理士の利用者識別番号を、「納税者カナ氏名(税理士表示用)」欄に納税者のカナ氏名を入力する
- ②入力内容に誤りがないか確認した上で「登録」ボタンをクリックする

なお、「登録」ボタンをクリックすると登録した委任関係がある税理士のe-Taxのメッセージボックスに「委任関係の登録依頼通知」が格納される

委任関係の登録

登録する税理士の利用者識別番号を入力し、必要に応じて納税者カナ氏名(税理士表示用)を修正のうえ、「登録」ボタンを押してください。

この画面で税務代理等を行う税理士を登録することにより、あなたの申告のお知らせ等を税理士のメッセージボックスへ格納することについて、あなたの許諾・同意があったこととされます。

税理士の利用者識別番号は半角数字16桁で入力してください。  
納税者カナ氏名(税理士表示用)は全角30文字以内で入力してください。

<使用可能文字>

- カタカナ ア～ン
- 英文字 A～Z, a～z
- 数字 0～9
- スペース

① 税理士の利用者識別番号

税理士の利用者識別番号です。(半角数字16桁)

税理士カナ氏名(税理士表示用)

税理士に表示する納税者のカナ氏名です。(全角30文字以内)

② 登録

III

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

登録内容の確認

以下の内容で委任関係の登録依頼が完了しました。この画面を保存又は印刷してください。

税理士の利用者識別番号	1072910504101095
税理士カナ氏名	ゼイリシ タロウ
納税者カナ氏名(税理士表示用)	ノウゼイ タロウ

戻る

「登録内容の確認」が表示され、上記 II の登録内容が表示される

※入力内容に誤りがあった場合には、エラーメッセージが表示される

## ■ 委任関係の承認(税理士が行う作業) ■

**I**

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中 ログアウト

システム

メインメニュー

メッセージボックス一覧

e-Taxに送信した申告・申請のメッセージボックス一覧から確認する場合は電子証明書が、

電子証明書をお持ちですが、ただし、一部のメッ

還付金処理状況

e-Taxを利用して還付申告を行った方は、還付金の処理状況を確認できます。還付金の処理状況が確認可能になるのは、e-Taxを利用して還付申告を行った後から、2週間程度経過した日からとなります。

確認画面へ

振替納税結果

振替納税を利用された方のうち、e-Taxを利用して申告を行った方は、振替納税の結果を確認できます。

確認画面へ

各種登録・変更

- 照証番号の変更  
受付システムにログインする際の照証番号の変更を行うことができます。
- メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録  
メッセージボックスに情報が格納された際のメール配信をご希望される方は、ご利用ください。
- 税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更  
委任関係の登録時に納税者に表示する税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更を行います。
- 納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録・変更  
納税用確認番号等は、納税手続を行う際の照証番号等として使うものです。
- 秘密の質問と答えの登録・変更  
秘密の質問と答えは、照証番号を再発行する際の本人確認として使うものです。
- 委任関係の確認・承認・解除  
委任関係が登録されている納税者の確認・承認・解除を行います。

税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」右下枠内の「委任関係の確認・承認・解除」をクリックする

**II**

「委任関係の確認・承認・解除(未承認一覧)」が表示される

委任関係の承認を行う納税者に係る「承認」のチェックボックス(□)にチェック(☑)を入れた上、「実行」ボタンをクリック

※委任関係を承認しない場合には「否認」のチェックボックス(□)にチェック(☑)を入れた上、「実行」ボタンをクリックする

※全てのチェックボックス(□)にチェック(☑)を入れると、「承認」又は「否認」のチェックボックス(□)に一括でチェック(☑)をいれることができる

委任関係の確認・承認・解除(未承認一覧)

委任関係の承認を依頼している納税者の一覧を表示しています。委任関係を承認又は否認する場合は、該当のチェックボックスにチェックを入れて、「実行」ボタンを押してください。実行件数が多い場合には、処理に時間がかかることがあります。承認済みの納税者を確認する場合は「承認済み一覧表示」ボタンを、解除済みの納税者を確認する場合は「否認・解除済み一覧表示」ボタンを押してください。また、全ての納税者を表示する場合は、「全納税者一覧表示」ボタンを押してください。

未承認一覧

2人の未承認者が表示されています。

承認済み一覧表示 否認・解除済み一覧表示 全納税者一覧表示

先頭へ 前へ 1 / 1ページ 次へ 最後へ

登録依頼日時	納税者名	利用者識別番号	承認	否認
2018/11/21 14:53:17	ノウゼイ タロウ	1072910204101094	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2018/11/15 19:43:22	ノウゼイ ジロウ	1260051200920060	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

先頭へ 前へ 1 / 1ページ 次へ 最後へ

承認済み一覧表示 否認・解除済み一覧表示 全納税者一覧表示

実行

全て 全て

承認 否認

実行

メニューに戻る

**III**

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中 ログアウト

システム

委任関係の更新確認

委任関係の一覧を更新しました。

戻る

「委任関係の更新確認」に実行結果が表示される

また、当該税理士が委任関係を承認した納税者のe-Taxのメッセージボックスに「委任関係の承認完了通知」が格納される

※「委任関係の承認完了通知」の閲覧には電子証明書が必要

# ■ 委任関係の解除(税理士が行う作業) ■

I

電子申告・納税システム (e-Tax) システム

メインメニュー

メッセージボックス一覧

電子証明書をお持ちでない場合でも、メッセージボックス一覧の確認が可能です。ただし、一部のメッセージ詳細は表示されません。

確認画面へ

還付金処理状況

e-Taxを利用して還付申告を行った方は、還付金の処理状況を確認できます。還付金の処理状況が確認可能になるのは、e-Taxを利用して還付申告を行ってから、2週間程度経過した日からとなります。

確認画面へ

振替納税結果

振替納税を利用された方のうち、e-Taxを利用して申告を行った方は、振替納税の結果を確認できます。

確認画面へ

各種登録・変更

- 暗証番号の変更  
受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うことができます。
- メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録  
メッセージボックスに情報が格納された際のメール配信をご希望される方は、ご利用ください。
- 税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更  
委任関係の登録時に納税者に表示する税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更を行います。
- 納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録・変更  
納税用確認番号等は、納税手続を行う際の暗証番号等として使われるものです。
- 秘密の質問と答えの登録・変更  
秘密の質問と答えは、暗証番号を再発行する際の本人確認として使われるものです。
- 委任関係の確認・承認・解除  
委任関係が登録されている納税者の確認・承認・解除を行います。

税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする

「メインメニュー」右下枠内の「委任関係の確認・承認・解除」をクリックする

II

電子申告・納税システム

委任関係の確認・承認・解除 (未承認一覧)

委任関係の承認を依頼している納税者の一覧を表示しています。委任関係を承認又は否認する場合は、該当のチェックボックスにチェックを入れて、「実行」ボタンを押してください。なお、実行件数が多い場合には、処理に時間がかかることがあります。承認済みの納税者を承認する場合は「承認済み一覧表示」ボタンを、否認又は解除済みの納税者を承認する場合は「否認・解除済み一覧表示」ボタンを押してください。また、全ての納税者を表示する場合は、「全納税者一覧表示」ボタンを押してください。

未承認一覧

2人の未承認者が表示されています。

承認済み一覧表示 否認・解除済み一覧表示 全納税者一覧表示

先頭へ 前へ 1/1ページ 次へ 最後へ 実行

登録依頼日時	納税者名	利用者識別番号	承認	否認
2018/11/21 14:53:17	ノウゼイ タロウ	1072910204101094	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2018/11/15 19:43:22	ノウゼイ ジロウ	1260051200920060	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

先頭へ 前へ 1/1ページ 次へ 最後へ 実行

承認済み一覧表示 否認・解除済み一覧表示 全納税者一覧表示

メニューに戻る

「委任関係の確認・承認・解除(未承認一覧)」左中段の「承認済み一覧表示」ボタンをクリックする

III

電子申告・納税システム (e-Tax) システム

委任関係の確認・承認・解除 (承認済み一覧)

あなたを税理士として登録している納税者の一覧を表示しています。委任関係を解除する場合は、該当のチェックボックスにチェックを入れて、「解除」ボタンを押してください。なお、実行件数が多い場合には、処理に時間がかかることがあります。承認済みの納税者を承認する場合は「承認済み一覧表示」ボタンを、否認又は解除済みの納税者を承認する場合は「否認・解除済み一覧表示」ボタンを押してください。また、全ての納税者を表示する場合は、「全納税者一覧表示」ボタンを押してください。

承認済み一覧

3人の承認済み納税者が表示されています。

否認・解除済み一覧表示 全納税者一覧表示

先頭へ 前へ 1/1ページ 次へ 最後へ 解除

①

登録依頼日時	登録日時	納税者名	利用者識別番号	選択
2018/11/21 14:53:17	2018/11/21 14:55:27	ノウゼイ タロウ	1072910204101094	<input type="checkbox"/>
2018/11/06 22:42:25	2018/11/06 22:42:43	ノウゼイ ジロウ	1080051130310084	<input type="checkbox"/>
2018/11/06 17:00:20	2018/11/06 17:01:05	ノウゼイ サブロウ	1088210303100014	<input type="checkbox"/>

先頭へ 前へ 1/1ページ 次へ 最後へ 解除

承認済み一覧表示 否認・解除済み一覧表示 全納税者一覧表示

メニューに戻る

②

①「委任関係の確認・承認・解除(承認済み一覧)」が表示され、画面の下段に委任会計を結んでいる納税者の一覧が表示される

②委任関係の解除に当たっては、該当のチェックボックス(□)にチェック(☑)を入れた上、「解除ボタン」をクリックする

# ■ 委任関係の解除(税理士が行う作業) ■

IV

申告・納税システム (e-Tax) システム

## 委任関係の更新確認

委任関係の一覧を更新しました。

「委任関係の更新確認」に実行結果が表示される

また、当該税理士が委任関係を解除した納税者のe-Taxのメッセージボックスに「委任関係の解除通知」が格納される

※「委任関係の解除通知」の閲覧には電子証明書が必要

戻る

参考2

## 委任関係の確認・承認・解除(全納税者一覧)

委任関係の承認を依頼している納税者、委任関係を請んでいる納税者又は過去に委任関係を請んでいた納税者の一覧を表示しています。承認済みの納税者を確認する場合は「承認済み一覧表示」ボタンを、否認又は解除済みの納税者を確認する場合は「否認・解除済み一覧表示」ボタンを押してください。

### 納税者一覧

4人の納税者が表示されています。

未承認一覧表示 承認済み一覧表示 否認・解除済み一覧表示

登録依頼日時	登録日時	否認・解除日時	納税者名	利用者識別番号	状態
2018/11/21 14:53:17	2018/11/21 14:55:27	2018/11/21 14:57:14	ノウゼイ タロウ	1072910204101094	否認・解除済み
2018/11/15 19:43:22			ノウゼイ シロウ	1260051200920060	未承認
2018/11/06 22:42:25	2018/11/06 22:42:43	2018/11/21 15:07:41	ノウゼイ サブロウ	1080051130310084	否認・解除済み
2018/11/06 17:00:20	2018/11/06 17:01:05	2018/11/21 15:07:41	ノウゼイ シロウ	1088210303100014	否認・解除済み

メニューに戻る

参考1

申告システム (e-Tax)

## 委任関係の確認・承認・解除(否認・解除済み一覧)

税理士の登録を否認・解除した納税者の一覧を表示しています。納税者を一覧から削除する場合は、該当のチェックボックスにチェックを入れて、「削除」ボタンを押してください。なお、削除件数が多い場合には、処理に時間がかかることがあります。未承認の納税者を確認する場合は「未承認一覧表示」ボタンを、承認済みの納税者を確認する場合は「承認済み一覧表示」ボタンを押してください。また、全ての納税者を表示する場合は、「全納税者一覧表示」ボタンを押してください。

### 否認・解除済み一覧

3人の否認・解除済み納税者が表示されています。

未承認一覧表示 承認済み一覧表示 全納税者一覧表示

1 / 1ページ 次へ 戻るへ

登録依頼日時	登録日時	否認・解除日時	納税者名	利用者識別番号	選択
2018/11/21 14:53:17	2018/11/21 14:55:27	2018/11/21 14:57:14	ノウゼイ タロウ	1072910204101094	<input type="checkbox"/>
2018/11/06 22:42:25	2018/11/06 22:42:43	2018/11/21 15:07:41	ノウゼイ シロウ	1080051130310084	<input type="checkbox"/>
2018/11/06 17:00:20	2018/11/06 17:01:05	2018/11/21 15:07:41	ノウゼイ サブロウ	1088210303100014	<input type="checkbox"/>

先頭へ 前へ 1 / 1ページ 次へ 最後まで

未承認一覧表示 承認済み一覧表示 全納税者一覧表示

メニューに戻る

①上記Ⅱの「否認・解除済み一覧表示」ボタンをクリックすると「委任関係の確認・承認・解除(否認・解除済み一覧)」が表示され、画面の下段に登録を否認・解除した納税者の一覧が表示される

②一覧から削除する場合は、該当のチェックボックス(□)にチェック(☑)を入れた上、「削除」ボタンをクリックする

上記Ⅱの「全納税者一覧表示」ボタンをクリックすると、「委任関係の確認・承認・解除(全納税者一覧)」が表示され、画面の下段に未承認、承認済み、否認・解除済みの全ての納税者の一覧が表示される

## ■ 委任関係の解除(納税者が行う作業) ■

**I** 申告・納税システム (e-Tax) システム

メインメニュー

メッセージボックス一覧

電子証明書をお持ちでない場合でも、メッセージボックス一覧の確認が可能です。ただし、すべてのメッセージを確認する場合は電子証明書が必要となります。

電子証明書をお持ちでない場合でも、メッセージボックス一覧の確認が可能です。ただし、一部のメッセージ詳細は表示されません。

確認画面へ

還付金処理状況

e-Taxを利用して還付申告を行った方は、還付金の処理状況を確認できます。還付金の処理状況が確認可能になるのは、e-Taxを利用して還付申告を行った日から2週間程度経過した日からとなります。

確認画面へ

振替納税結果

振替納税を利用された方のうち、e-Taxを利用して申告を行った方は、振替納税の結果を確認できます。

確認画面へ

各種登録・変更

- 暗証番号の変更  
受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うことができます。
- メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録  
メッセージボックスに情報が格納された際のメール配信をご希望される方は、ご利用ください。
- 委任関係の登録  
税理士による申告のお知らせ等の閲覧を許可するために、委任関係の登録を行うことができます。
- 納税用確認番号、納税用カナ氏名・名称の登録・変更  
納税用確認番号等は、納税手続を行う際の暗証番号等として使うものです。
- 秘密の質問と答えの登録・変更  
秘密の質問と答えは、暗証番号を再発行する際の本人確認として使うものです。
- 委任関係の確認・解除  
登録済みの税理士の確認・委任関係の解除を行うことができます。

納税者が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする  
「メインメニュー」右枠内の「委任関係の確認・解除」をクリックする  
※マイナンバーカード方式でe-Taxにログインした場合も操作方法は同様

①「委任関係の確認・解除」が表示され、画面の上段に委任関係のある税理士の人数が表示される

②委任関係の解除に当たっては委任関係を解除する税理士のチェックボックス(□)にチェック(☑)を入れた上、「解除」ボタンをクリックする

③画面下段には、未承認、承認済み、否認・解除済みの税理士が表示される

**II** 申告・納税システム (e-Tax) システム

委任関係の確認・解除

税理士を表示します。  
承認済み又は未承認の登録依頼を解除する場合は、チェックボックスにチェックを入れて、「解除」ボタンを押してください。

①

税理士一覧

1人の税理士が登録されています。

②

解除

登録依頼日時	登録日時	否認・解除日時	税理士名	利用者識別番号	状態	選択
2018/11/21 15:12:34	2018/11/21 15:13:00		ゼイリシ タロウ	1072910504101095	承認済み	<input type="checkbox"/>

解除

③

メニューに戻る

**III** 申告・納税システム (e-Tax) システム

委任関係の更新確認

委任関係の一覧を更新しました。

戻る

「委任関係の更新確認」に実行結果が表示される

また、当該納税者が委任関係を解除した税理士のe-Taxのメッセージボックスに「委任関係の解除通知」が格納される

※「委任関係の解除通知」の閲覧には、電子証明書が必要

# ■ 税理士のメッセージボックスでの「申告のお知らせ」の確認 ■

I

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中 ログアウト

システム

メインメニュー

メッセージボックス一覧

e-Taxに送信した申告・申請データの送信結果、税務署からのお知らせ等をメッセージボックス一覧から確認できます。ただし、すべてのメッセージを確認する場合は電子証明書が必要です。

認証画面へ

電子証明書をお持ちでない場合でも、メッセージボックス一覧の確認が可能です。ただし、一部のメッセージ詳細は表示されません。

確認画面へ

還付金処理状況

e-Taxを利用して還付申告を行った方は、還付金の処理状況を確認できます。還付金の処理状況が確認可能になるのは、e-Taxを利用して還付申告を行ったから。

確認画面へ

税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインする  
「メインメニュー」上段枠内のメッセージボックス一覧の「認証画面へ」ボタンをクリックする

- メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録  
メッセージボックスに情報が格納された際のメール配信をご希望される方は、ご利用ください。
- 秘密の質問と答えの登録・変更  
秘密の質問と答えは、暗証番号を再発行する際の本人確認として使われます。
- 税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更  
委任関係の登録時に納税者に表示する税理士カナ氏名(納税者表示用)の登録・変更を行います。
- 委任関係の確認・承認・解除  
委任関係が登録されている納税者の確認・承認・解除を行います。

II

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

メニューに戻る

システム

電子証明書の選択

ご利用になる電子証明書を選んでください。

マイナンバーカードをご利用になる場合はこちら

マイナンバーカード以外の電子証明書をご利用になる場合はこちら

メニューに戻る

III

電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

システム

メッセージボックス閲覧申請

メッセージボックス閲覧申請を行います。

電子署名に使用する電子証明書が格納されている媒体 (ICカード、又はICカード以外の媒体) を選択してください。

カードタイプの電子証明書をご利用の場合  
 上記以外の電子証明書をご利用の場合

使用するICカードをICカードリーダー/ライタにセットのうえ、電子署名に使用する電子証明書を発行した認証局サービス名を選択し、「申請」ボタンを押してください。パスワードの入力画面が表示されますので、電子証明書のパスワードを入力してください。

認証局サービス名

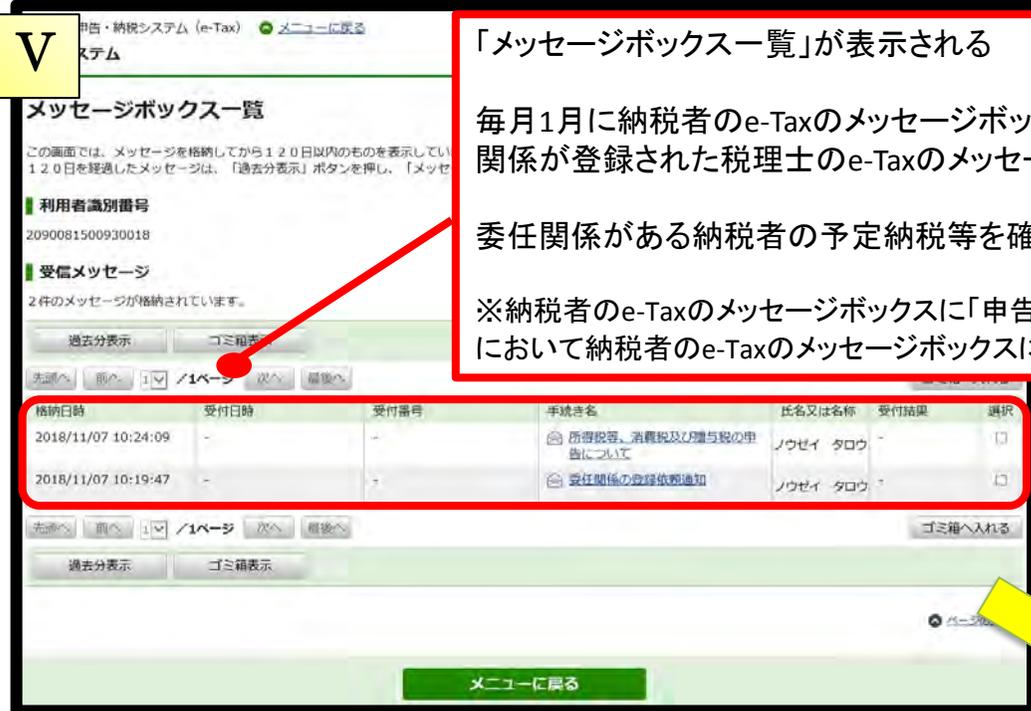
① 日税連 税理士用電子証明書 (第四世代)

戻る 申請 ②

- ① 認証局サービス名において、「日税連 税理士用電子証明書(第四世代)」を選択する
- ② 「日税連 税理士用電子証明書(第四世代)」が選択されていることを確認し、「申請」ボタンをクリックする

# ■ 税理士のメッセージボックスでの「申告のお知らせ」の確認 ■

V



「メッセージボックス一覧」が表示される

毎月1月に納税者のe-Taxのメッセージボックスに「申告のお知らせ」を格納する際、委任関係の登録が完了していれば委任関係が登録された税理士のe-Taxのメッセージボックスにも「申告のお知らせ」が転送される

委任関係がある納税者の予定納税等を確認したい場合は、当該メッセージボックスをクリックする

※納税者のe-Taxのメッセージボックスに「申告のお知らせ」が格納された後でも、委任関係の登録を行なえば、委任関係を登録した年において納税者のe-Taxのメッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」が転送される。

VI



「メール詳細(のお知らせ)」が表示される

「申告のお知らせ画面へ」ボタンをクリックすると申告のお知らせの内容を確認することができる

参考



メッセージボックスの閲覧申請を行った後、上記IVの「メニューに戻る」ボタンをクリックすると、上記 I とは異なるメインメニューが表示される

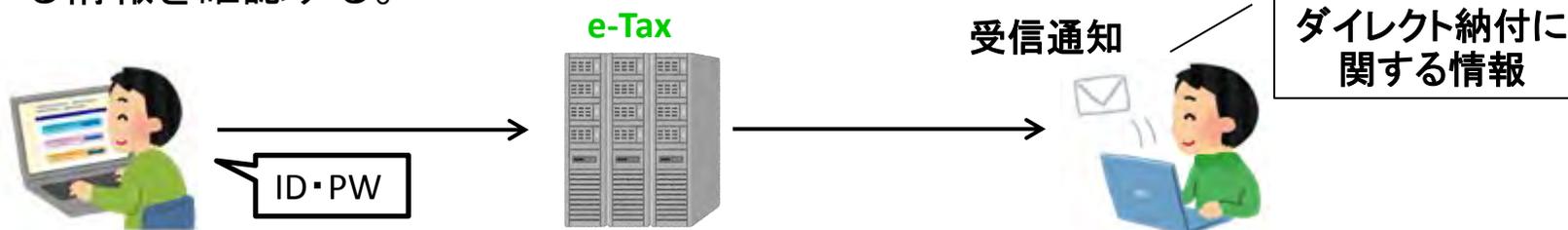
※ログアウト等を行った後、再度税理士が自身の利用者識別番号及び暗証番号でe-Taxにログインした場合、「メインメニュー」は上記 I の画面となる

### 3.メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点（2/4）

#### 課題点②ダイレクト納付に関する案内の確認ができない

##### ◆これまで◆

申告等データまたは納付情報データの送信後、メッセージボックスに格納される受信通知からダイレクト納付に関する情報を確認する。



##### ◆平成31年1月以降◆

平成31年1月以降メッセージボックスの閲覧には電子証明書が必要となるため、電子証明書を取得していない納税者は、ダイレクト納付に関する情報が確認できない。



ダイレクト納付普及の妨げに繋がる

## ダイレクト納付を即時通知に格納する方法

### 即時通知(申告等データの送信からの一連の流れで納付する方法)

申告等データを送信した即時通知の画面に、受信通知画面へのリンクを設け、受信通知を参照可能とする。



## 納付情報登録依頼から確認する方法

### 納付情報登録依頼(メッセージボックスから納付する方法)

メッセージボックスに受信通知とは別に納付区分番号通知(手続名は「納付情報登録依頼」)を自動で格納する。納付区分番号通知のメッセージの確認は電子証明書による認証が不要となる。



課題点②ダイレクト納付に関する案内の確認ができない

➤ID・PASSで申告等データを送信した納税者も「納付情報登録依頼」等の方法によりダイレクト納付に関する案内の閲覧が可能となる。

# 3.メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点(3/4)

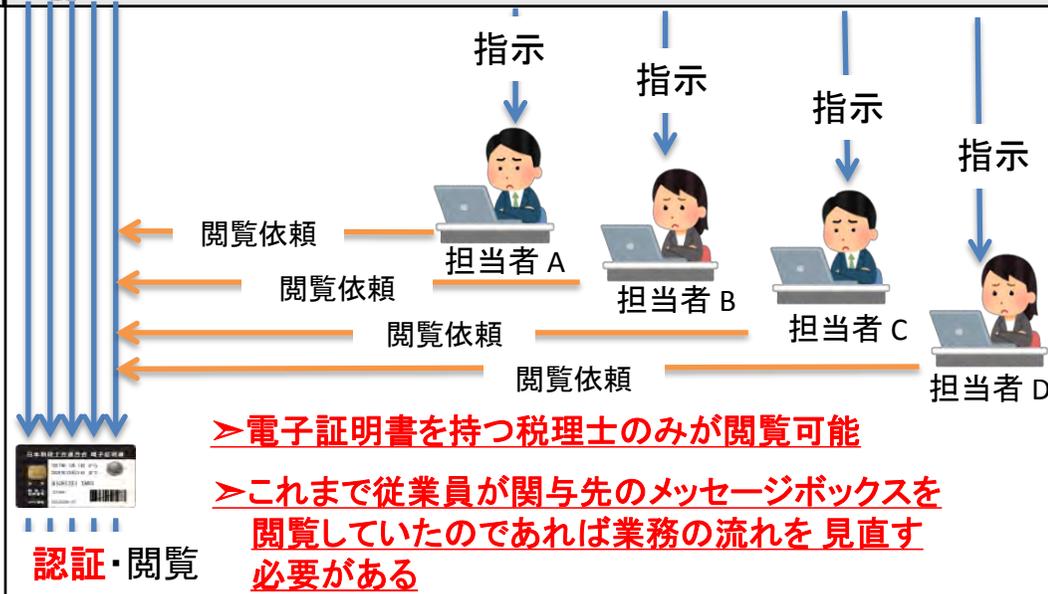
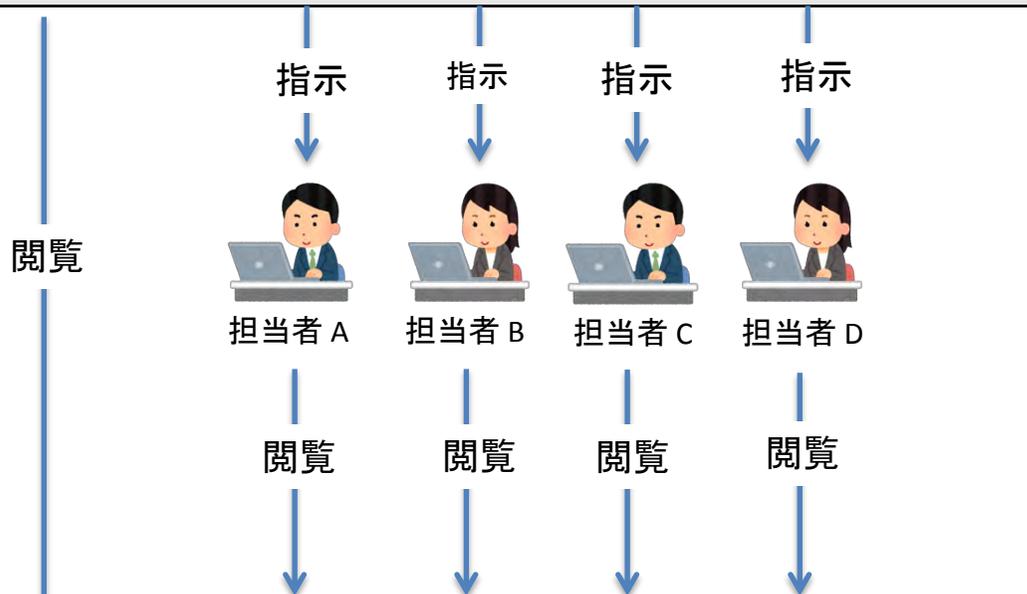
## 課題点③事務所内の運用の見直しが必要となる可能性がある

**現状**  
メッセージボックスの閲覧はID・PWで可能

**平成31年1月以降(予定)**  
メッセージボックスの閲覧に**電子証明書が必要**

税理士 甲 甲 税理士事務所

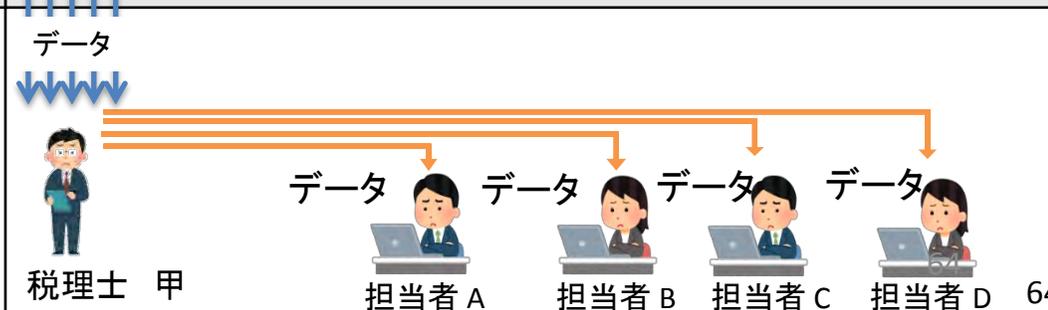
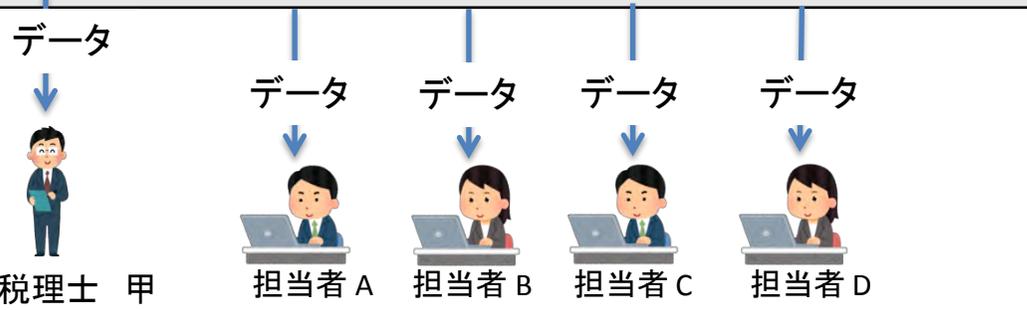
税理士 甲 甲 税理士事務所



- > 電子証明書を持つ税理士のみが閲覧可能
- > これまで従業員が関与先のメッセージボックスを閲覧していたのであれば業務の流れを見直す必要がある

納税者のメッセージボックス  
申告のお知らせ・受信通知等

税理士のメッセージボックス  
申告のお知らせ・受信通知等

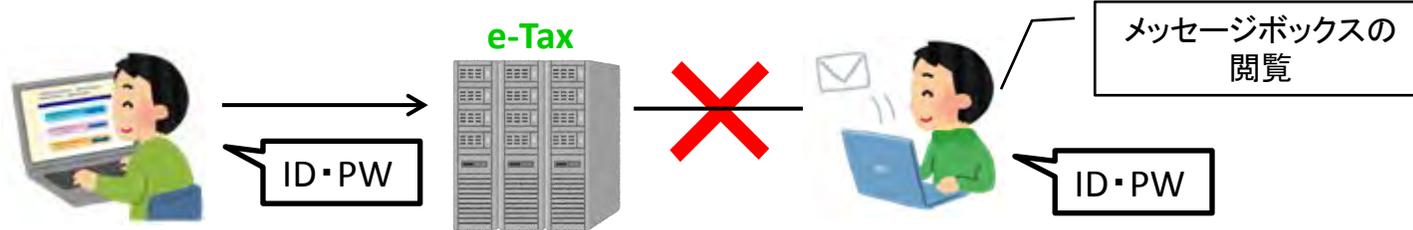


### 3.メッセージボックスに電子証明書の認証が必要になることの課題点（4／4）

#### 課題点④IDとPWで電子申告を行った納税者はメッセージボックスの閲覧ができない

##### ◆平成31年1月以降◆

IDとPWで電子申告を行っても、電子証明書とICカードリーダーを取得していない納税者については、メッセージボックスを閲覧することができず、「申告のお知らせ」等の情報を確認することができない。



引き続き、国税庁に対して、電子証明書を取得していない納税者の利便性の向上を要望する必要がある。

#### 平成30年度電子申告に関する要望事項(e-Tax)(抜粋)

(e-Taxの利便性向上策関係)

2. メッセージボックスの閲覧に電子証明書の認証が必要となることについて、納税者利便に配慮してすすめること。

平成31年1月からID・パスワードによるe-Tax利用の簡便化が行われることに伴って、メッセージボックス内の個人情報に係る部分の閲覧には電子証明書が必要となる。

これに関し、ID・パスワードで申告した納税者はメッセージボックス内に格納される「申告のお知らせ」など申告に必要な情報を閲覧できないことから、平成31年1月実施に向けて解決する必要がある。